ロ　その他の使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量　五五鉱山　五、四六〇万立方メートル
②カドミウム及びその化合物の年間除去量　三七鉱山　九・〇トン
③鉛及びその化合物の年間除去量　三〇鉱山　一四四トン
④砒素及びその化合物の年間除去量　一五鉱山　一〇トン
⑤銅の年間除去量　四二鉱山　一九四トン
⑥亜鉛の年間除去量　四八鉱山　一、九八五トン
⑦溶解性鉄の年間除去量　四一鉱山　三、七八三トン
⑧溶解性マンガンの年間除去量　一七鉱山　一、二三八トン

三　特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項

（一）鉱害防止事業の内容

イ　坑道に係る鉱害防止工事

坑水による鉱害を防止するため、坑道の坑口の閉塞等の適当な措置を講ずること。

ロ　捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止工事

廃水、捨石又は鉱さいの集積場の崩壊、集積物の飛散、流出等による鉱害を防止するため、捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土（コンクリート、アスファルト等による被覆を含む。以下同じ。）、植栽、擁壁、かん止堤並びに場外水及び場内水の排除施設の改修等の適当な措置を講ずること。

ハ　坑水又は廃水の処理

イ又はロの鉱害防止工事を実施した後においても、坑水又は廃水による鉱害を防止し得ない場合にあっては、確実な坑水又は廃水の処理を実施すること。

（二）鉱害防止事業を実施するに当たり留意すべき事項

イ　鉱害防止事業は、人の健康の保護又は生活環境の保全を図る上で必要性の高いものから計画的に実施すること。

ロ　鉱害防止事業を実施するに当たっては、地域の環境保全対策との調和に留意すること。

ハ　鉱害防止工事を実施するに当たっては、限られた予算の中で、必要性の高いものから効率的に実施していく必要があるため、工事の進捗に合わせ、その妥当性、緊要性、効率性等の観点から専門家による事業評価を行いながら、残存する工事の早期の完了を目指すこと。

ニ　各鉱山の坑水又は廃水の処理の現状と今後の在り方を見据え、坑水又は廃水の処理の妥当性、効率性等の観点から、専門家による事業評価を行いながら、処理の終了やコスト削減を目指すこと。

ホ　坑水又は廃水の処理コスト削減のための技術開発に取り組み、特に自然浄化作用を利用した坑水又は廃水の処理技術については、重点的に取り組むことにより早期の実用化と国内鉱山への展開を目指すこと。

ヘ　坑水又は廃水の処理の終了に向け、下流の利水点等の環境基準等を満たす鉱山では、下流影響度に関するデータの把握・蓄積を行い、データ解析等の検討を実施すること。

ト　今後、坑水又は廃水の処理に係る排水基準等の規制が強化される場合を考慮し、既存の坑水又は廃水の処理方法による基準達成の可能性、処理コストへの影響、新技術の導入の可能性等を事前に検討すること。また、新たな処理技術の導入が必要となる場合は、関係機関と連携し対応を検討すること。

チ　中和殿物の減容化及び殿物集積場の確保のため、新たな中和殿物減容化の技術開発に取り組むとともに、殿物繰り返し法等の既存技術の導入を図ること。また一部の鉱山で行われている中和殿物の有効利用や再利用について、他の鉱山においても、その導入可能性を検討すること。

リ　鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の規定による技術指針に基づき、集積場に係る耐震性を点検するとともに、耐震対策が必要とされる集積場については、関係機関の既存の実施支援制度等の活用により、安定化対策を早期に実施すること。

ヌ　坑水又は廃水の処理施設の管理者の人材確保を進めるため、夜間や休日等の坑水又は廃水処理の自動運転導入による省力化を実施すること。

○環境省告示第三十二号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十八日　環境大臣　石原　伸晃

別表第一の一酸化炭素の項中「八モードによる測定並びに」を「八モードによる測定又はＲＭＣによる測定並びに」に、「ＮＲＴＣモード」を「ＮＲＴＣ」に改め、同表の非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）の項中「八モードによる測定並びに」を「八モードによる測定又はＲＭＣによる測定並びに」に、「ＮＲＴＣモード」を「ＮＲＴＣ」に改め、同表の炭化水素のブローバイガスとして排出されるものの項中

「

ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車	一走行による測定	○グラム

」を

「

ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車	一走行による測定	○グラム
軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	一走行による測定	○グラム

」に

改め、同表の窒素酸化物の項中「八モードによる測定並びに」を「八モードによる測定又はＲＭＣによる測定並びに」に、「ＮＲＴＣモード」を「ＮＲＴＣ」に、「四・四グラム」を「〇・五三グラム」に、「二・七グラム」を「〇・五三グラム」に改め、同表の粒子状物質の項中「八モードによる測定並びに」を「八モードによる測定又はＲＭＣによる測定並びに」に、「ＮＲＴＣモード」を「ＮＲＴＣ」に改め、同表の粒子状物質のうちディーゼル黒煙の項を削り、同表の備考第十四号中「ＮＲＴＣモード」を「ＮＲＴＣ」に改め、同第十五号中「ＮＲＴＣモード」を「ＮＲＴＣ」に、「第三号」を「第十四号」に改め、同表の備考に次の二号を加える。

十六　ＲＭＣによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる時間運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転順序	運転条件	時間（秒）
一	原動機を無負荷運転している状態	百二十六
二	原動機を一の項の状態から三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十